

下表1の3品目について、一の輸入（納税）申告書により申告をし、輸入の許可を受けようとする場合において、当該3品目に係る納付すべき関税、消費税及び地方消費税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、下表2のとおりとし、軽減税率が適用可能な品目に係る消費税及び地方消費税の額は、軽減税率を用いて計算するものとする。また、当該3品目の中には、消費税法上の一体貨物に該当するものは含まれていないものとする。

（下表1）

品名	課税価格	関税率
ノンアルコールビール （人の飲用に供されるもの）	3,479,655 円	9.6%
飼料用ビタミン調製品 （人の食用に供されないもの）	2,006,078 円	3 %
食卓用ガラス皿	794,032 円	3.9%

（下表2）

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）